

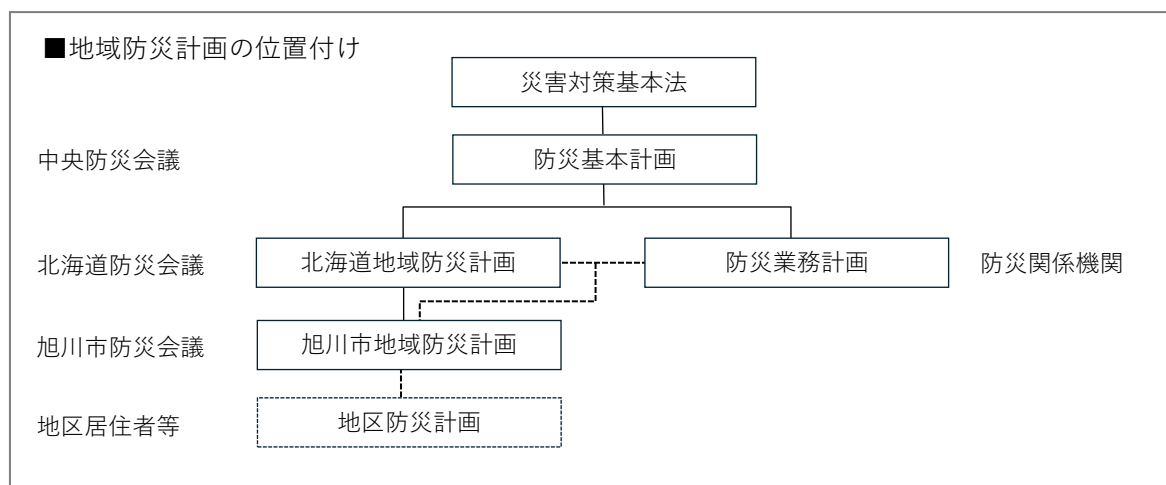


旭川市地域防災計画の修正概要について

1 旭川市地域防災計画

災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、旭川市防災会議が作成する計画であり、本市における防災に関し、予防活動、応急対策活動、復旧活動等の一連の災害対策を実施するに当たり、市、防災関係機関、市民及び事業所がその全力をあげて、市民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から守るため、実施すべき事務を定めています。

また、防災会議は毎年地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないとされています。



2 国の防災基本計画や北海道地域防災計画等を踏まえた主な修正内容

① 上下水道一体での災害対応の実施

新旧対照表 P4、震-4

水道事業者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めることを明記します。

② 被災地における学びの確保

新旧対照表 P16、震-123

災害時における児童・生徒の学びの継続や学校の早期再開のため、被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T：Disaster Education Support Team）を活用し、国の職員や地方公共団体等が派遣する応援教職員、スクールカウンセラーの派遣要請について明記します。

③ 災害ボランティア活動の環境整備

新旧対照表 P5・P18、震-24、風-17

避難生活支援リーダー／サポーター研修等の実施によるボランティアの育成・確保や、防災ボランティア活動が円滑に行われるよう国のデータベースを活用するなど、登録被災者支援協力団体との連携強化について明記します。



④ 指定行政機関等への応援要請

新旧対照表 P13・22、風-P21

災害対策基本法の改正に伴い、市町村長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関へ応急措置の実施の要請をするよう求めることを明記します。

⑤ 新たな防災気象情報への対応 新旧対照表 P19～24・P33～37、風-P21・P36・P60 ほか

新たな防災気象情報の運用開始に伴い、気象情報等の定義の見直しのほか、職員の参集基準を修正。また、国や北海道の避難情報に関するガイドライン等の改定内容を踏まえて、避難情報の発令基準等を修正します。

防災気象情報の主な改正点は次のとおり。

- 防災気象情報を 5 段階の警戒レベルにあわせて発表
- レベル 4 相当の情報として「危険警報」を新設
- 情報名称そのものにレベルの数字を付して発表

⑥ 浸水想定区域の拡大

新旧対照表 P3・P48～66、資-102

水防法の改正に伴い、洪水浸水想定区域が拡大されたほか、新たに雨水出水浸水想定区域も指定されたことから、洪水ハザードマップの対象河川や想定最大規模降雨、内水ハザードマップの想定最大規模降雨等を明記します。また、新たな浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設を追加します。

⑦ 林野火災警報・注意報の運用開始

新旧対照表 P26～27、事-25

令和 7 年 2 月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を踏まえ、「林野火災注意報・警報」の規定を新設したほか、林野火災の予防対策の強化について明記します。

3 その他の主な修正内容

① 地区防災計画の提案

新旧対照表 P2、総-5

災害対策基本法第 42 条の 2 の規定に基づき、本市の地域防災計画に北星・川端地区防災計画及び末広地区防災計画を定めることを提案します。

本市では、令和 4 年度から安全で安心できる地域づくりを進めることを目指す「逃げ遅れゼロの地域づくりプロジェクト」を開始し、地域住民自らが主体となって「地区防災会議」を立ち上げ、地域の実情に応じた地区防災計画を作成しています。

令和 4 年度	忠和地区防災計画、西神楽地区防災計画
令和 5 年度	豊岡・新豊岡地区防災計画、西神居地区防災計画
令和 6 年度	豊田・米原瑞穂地区防災計画、近文地区防災計画
令和 7 年度	北星・川端地区防災計画、末広地区防災計画



② 協定締結一覧の更新

新旧対照表 P28～29、資-12

災害時に迅速な救援活動や復旧対応を行えるよう、新たに防災協定を締結しました。

- 大和リース株式会社北海道支店（令和 7 年 10 月 24 日締結）
「災害時における地域住民等の緊急避難場所としての施設使用に関する協定」
- 株式会社ダイイチ（令和 7 年 11 月 19 日締結）
「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定」
- 株式会社ベルコ（令和 7 年 12 月 12 日締結）
「災害時における避難場所等としての施設使用に関する協定」
- 社会福祉法人旭川楠会（令和 8 年 2 月 3 日締結）
「災害時等における指定福祉避難所の開設に関する協定書」
- アイラーセン・ジャパン合同会社（令和 8 年 6 月 17 日締結）
「災害時における避難所としての施設使用に関する協定書」

③ 避難場所等一覧の更新

新旧対照表 P67～P69、資-144

災害時の避難体制を強化するため、次の施設を新たに指定しました。

施設名	所在地	用途	指定時期
フレスポ旭川龍谷	豊岡 5 条 4 丁目	指定緊急避難場所	R 7.10
ベルコ東光シティホール	東光 2 条 5 丁目	指定避難所	R 7.12
ベルコ川端シティホール	川端町 5 条 9 丁目	指定避難所	R 7.12
ベルコ春光シティホール	春光 5 条 4 丁目	指定避難所	R 7.12
ベルコ末広シティホール	末広東 2 条 4 丁目	指定避難所	R 7.12
ベルコ永山シティホール	永山 2 条 11 丁目	指定避難所	R 7.12
旭川ベルコ会館	神楽 2 条 10 丁目	指定避難所	R 7.12
ベルコシティホール旭川西	忠和 7 条 7 丁目	指定避難所	R 7.12
認定こども園新富保育園	東 4 条 11 丁目	指定福祉避難所	R 8.2
旭川市大雪クリスタルホール	神楽 3 条 7 丁目	指定避難所	R 8.6
アイラーセン・ファクトリー	西神楽 3 線 25 号	指定避難所	R 8.6

④ その他の修正

- 機構改革及び事務分掌の見直しに伴う修正（新旧対照表 P6～12）
- 北海道災害情報等報告取扱要領の改正に伴う修正（新旧対照表 P30～32・P46～47）
- 災害救助法の改正に伴う救助の内容等の修正（新旧対照表 P38～41）
- 統計数値等（気象概況）の更新（新旧対照表 P47） など